

青森県地中熱利用普及研究会設置要綱

(設置)

第 1 青森県内における地中熱利用の利用拡大及び普及促進に向け、住宅・施設分野への導入時の課題解決策について検討するとともに、県内事業者等の連携体制を構築し、関連産業の振興を図るため、青森県地中熱利用普及研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 研究会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地中熱利用の普及拡大に向けた方策に関する事項
- (2) 地中熱関連産業の振興に向けた方策に関する事項
- (3) 地中熱利用の普及啓発に関する事項
- (4) その他地中熱利用の普及拡大に必要な事項

(組織)

第 3 研究会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 3 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が不在の時は、あらかじめ委員の指名する者がその職務を代行することができる。

(委員長)

第 4 研究会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、研究会の議長となる。
- 3 委員長に事故のあるとき又は不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(研究会の開催)

第 5 研究会は、委員長が必要に応じ随時開催する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係者に研究会への出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 研究会の庶務は、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課において処理する。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する

青森県地中熱利用普及研究会名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
委員	長野 克則	国立大学法人北海道大学 大学院工学研究院 教授	
	南條 宏肇	国立大学法人弘前大学 特別顧問	
	谷藤 浩二	ゼネラルヒートポンプ工業株式会社 取締役	
	最上 義信	サンポット株式会社 営業第二部 青森営業所長	
	坂本 隼人	大泉開発株式会社 常務取締役	
	竹内 靖雅	株式会社環境技研 代表取締役	
	原 和彦	芝管工株式会社 取締役工事部長	
	日野 高一	日野建ホーム株式会社 代表取締役	
	渡部 敦史	三菱マテリアルテクノ株式会社 資源・環境・エネルギー部 ドリリング部 青森駐在 課長補佐	
	笹田 政克	NPO法人 地中熱利用促進協会 理事長	
	西澤 肇	NPO法人 ASETT 専務理事	
	高坂 俊秋	青森市 環境部 環境政策課長	
	澤頭 潤	弘前市 都市環境部長	
寺下 信雄	八戸市 環境部 環境政策課長		